

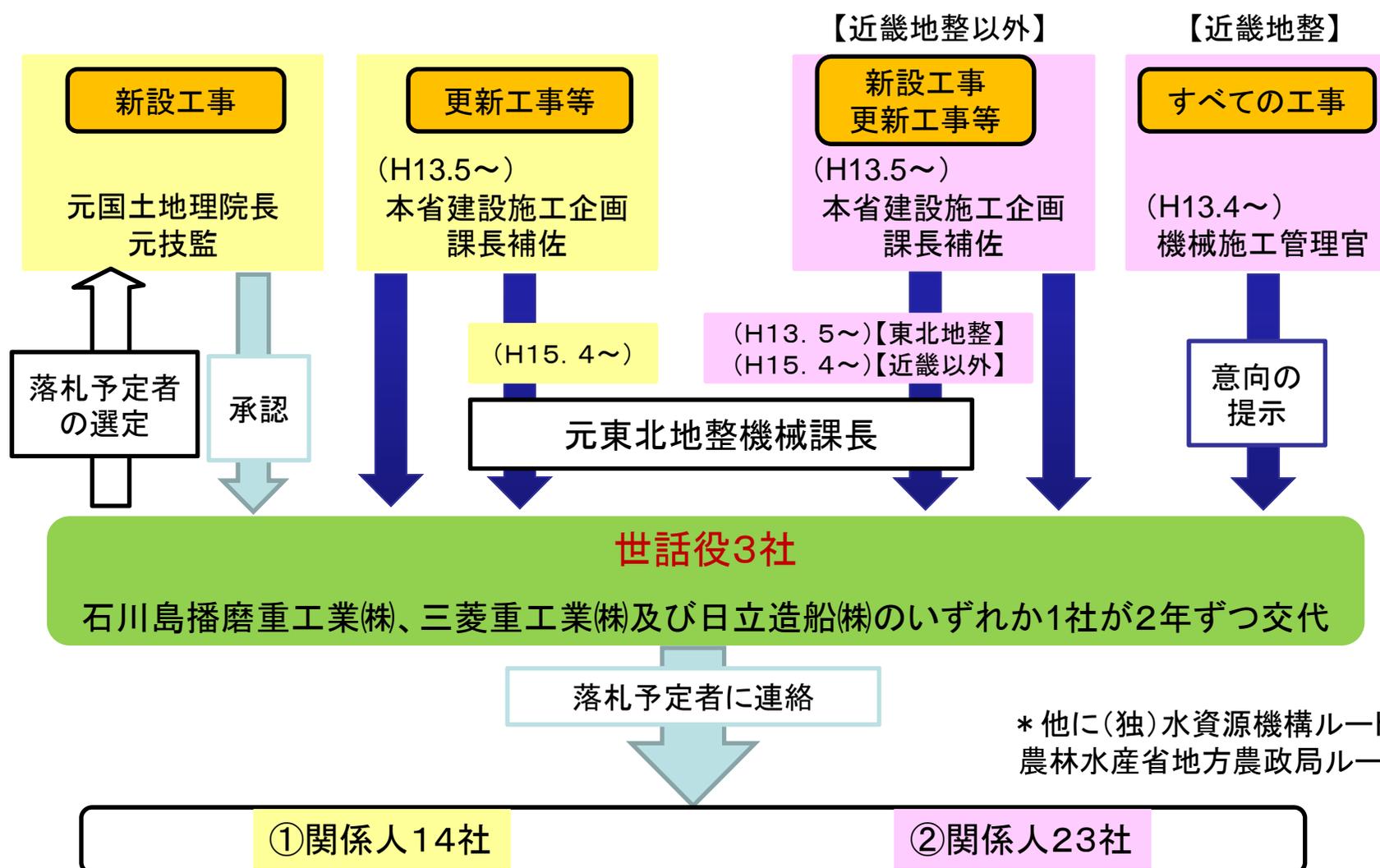
水門設備工事談合事案の概要

①ダム用水門設備工事

(対象期間) H13.8.1～H17.5.31
(市場規模) 約130億円

②河川用水門設備工事

(対象期間) H13.7.1～H17.5.31
(市場規模) 約150億円



* 他に(独)水資源機構ルートと
農林水産省地方農政局ルートあり

水門設備工事談合事案の概要

受注調整

- ・ダム用水門設備工事で入札参加業者14社が遅くとも平成13年8月以降
- ・河川用水門設備工事で入札参加業者23社が遅くとも平成13年7月以降

排除措置命令

平成19年3月8日 入札参加業者15に独占禁止法違反で排除措置命令

入札談合等関与行為

発注者側の職員は、工事の発注前に落札予定者についての意向を「世話役」である事業者側に示していた。

国土交通省に官製談合防止法を適用
→ 再発防止対策などの改善措置要求

損害賠償請求

平成22年1月4日以降損害賠償金を順次請求

- ・関与が指摘された元職員5名に対して請求
- ・事業者との連帯債務として 総額 7億8636万円

懲戒処分

- ① 関与行為が認められた職員1名:停職2月
- ② 管理監督者7名:戒告、訓告又は口頭嚴重注意

課徴金納付命令

公正取引委員会

課徴金総額 14社 16億7133万円 最大 3億6545万円

課徴金減免制度適用事業者 1社 免除
2社 30%

指名停止

国土交通省

20社 5ヶ月から18ヶ月

損害賠償請求

国土交通省

23社 総額 8億6668万円

違約金

国土交通省

総額約 13億円 * 請負代金額の1/10相当額